

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 60 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
97.03項	<p>1. 彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する物品（材料を問わない。）の分類解釈について</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 芸術家の認定  <u>芸術家の認定は、百科事典等の文献又は芸術家としての経歴、業績等を客観的に示すその他の資料によるものとする。</u></p> <p>(3) 芸術家の作品と認められるもの</p> <p>(a) 現品に製作者の名前が刻印又は署名によって表示してあるもの</p> <p>(b) 現品に刻印等はないが、作風により、芸術家の作品であることが、鑑定人によって明らかに証明されるもの</p> <p><u>(c) 展示会等（行政機関又は公益法人が主催、共催又は後援するものに限る。）に出展した又はすることを予定するもので、かつ、出展にあたり主催者等により上記（2）と同等の認定が行われている場合には、芸術家の作品と認めて差し支えない。</u></p>	97.03項	<p>1. 彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する物品（材料を問わない。）の分類解釈について</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 芸術家の認定          芸術家の認定は、百科事典等の文献によるものとする。</p> <p>(3) 芸術家の作品と認められるもの</p> <p>(a) 現品に製作者の名前が刻印又は署名によって表示してあるもの</p> <p>(b) 現品に刻印等はないが、作風により、芸術家の作品であることが、鑑定人によって明らかに証明されるもの</p>